京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金五十錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 二月十七日
發行兼編輯人 山下 [illegible]
印刷人 [illegible]
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六六三番

韓國經濟狀態の概況(續)

農學士 村上又二郎

第一、韓國海外貿易の現況(續)

右表によりて之を見るに、韓國貿易の總額は逐年增進の形勢あり、而して日清戰役以前に於ては總額一千萬圓だに足らざりし外國貿易は同戰役後即ち二十八年よりは前年に比して二百萬圓の增加を見て一千萬圓以上に達せるを見る、爾來三十六年即ち日露戰役の前年までは漸次一千萬圓より二千七百餘萬圓まで進步し、三十七年には三千萬圓以上に達し、更らに三千八百八十六萬圓となり、僅かにして四千萬圓に上らんとするの趨勢を示せり、蓋し此趨勢を以てすれば恐らくは三十九年度には四千萬圓以上に上れるなるべし、されど茲に少しく不思議なる現象は三十及び三十一の兩年度には三十二年度よりも却りて巨額を示せることにして、年々歲々發達しつゝありと云ふ對韓貿易の不信任を來たすなきやの疑團を生ずと雖ども、之を氷解する能はざるべし、されど之に就きて次の如き理由の存せることなりと某經濟家は云へり、即ち(一)[illegible]に於ける米價の騰貴は韓米の輸出高を增加せしめたること、(二)日清戰役の當時より許多の日本貨幣を韓國內に散布せしを以て韓人の懷中一時に富有を告げたるに際して各所に又新事業の勃興して本邦商人中試驗的に貨物を輸出して貿易を營むもの多く自然に韓人の需用を增加せしこと、(三)一時衰退せる清韓貿易の其の年度より之が勢力を挽回せしこと、(四)沿岸貿易の發達せること等の四原因よりして、三十年三十一年の兩年度の貿易が特に顯著なる現象を現はしたる所以なりと云ふ、而して之れに反して三十二年度の衰微せる原因として(一)米價下落して輸出貿易不振なりしこと、(二)輸出貿易は不振なるが故に韓貨の需用は減少せるに拘はらず其濫發は愈々甚しかりし爲め之が供給は益々溢れ從ふて韓貨の一層下落せしこと、(三)韓貨の下落したる爲めに輸入品の價格は昇騰し從ふて其販路に障害を與へ、又其輸入貿易に至るまで頗る劣らしめたることの三項を擧げたり、更らに又聞く所によれば二十九年には穀作物無比の豐年にして一國質に鼓腹擊壤の有樣なりしに、恰かも米穀輸出期よりして次第に本邦米價の商業に好氣を加へ來り、翌年に至りて近年無比の聽良となりたれば、商況非常に活氣を帶び來り、何れも爭ふて輸出を企て一方には農民が前述の如き理由により懷裡裕かとなり、其購買力を增して雜貨を買ひ、中流以上のものは奢侈品を求めたる爲め統計に現れたるが如き現象を呈したり而して之に反して三十二年は前年度即ち三十一年に於て大雨のありし爲め、殆んど斷食せんず底にも拘はらず、本邦に於ける米價低落の爲め容易に賣り放たずして輸出貿易頻りに不振に陷り、從ふて輸入品の捌き方も漸次減退せる爲めに此現象ありたりと云ふ、吾人は不幸にして其當時に於ける凡ての狀況、殊に經濟狀態の如何を研究するに有力なる材料を得ざるを以て、盡く之を信ずる能はずと雖ども、此等の諸說を綜合して之を見るに、三十三十一兩年度の韓國貿易が著大の巨額に達して、三十二年度が其前年度に比して遙かに減退せる所以も亦前述の諸原因によりたるものならむ、要するに一は自然及人爲の障碍を崇り、一は然らざるものなり、而して三十及三十一兩年度は異例にして、三十二年度は順況に在るものなりと云ふべく、從ふて韓國海外貿易擧ぐれば日韓貿易は逐年進步發達の趨勢を示しつゝあるものなり、更に三十七八兩年度の總額は共に非常の進步を示せるも、之を精細に研究すれば即ち此兩年度共に其輸入に於て著しく高額を呈せるにも拘らず、其輸出に於ては兩年度共に等しく低額殊に前年度に比して遙かに減退せるを見る、而して輸出額は又逐年增加しつゝあるにも拘はらず、兩年度に限り共に著しく先例に見ざる異數の減退せるなり、而して其總額に於て進步せるは是れ日韓貿易の自然的趨勢なりと雖ども、輸入に於て著しく增加せると、輸出に於て非常に減退せるは是れ何によりてかゝる現象を現はし來りたるや、吾人の見解を以てすれば三十七八兩年に於ける輸入の前年に比して著しき巨額に上りたるは是れ元より日韓貿易の自然的進步にも依るべきも、然れども其の大なる原因は日露戰役中我が軍隊軍屬及艦隊等の韓國に入り、或は碇泊根據としたるもの甚だ多く、之れが需要品の本邦よりて輸入を增加したる爲め、所謂廣義に於ける日韓貿易の進步したるによれり、而して三十七八兩年度に於て其の前年に比して著しく其の輸出の減退せるは、是れ一方には韓國に滯在せる我が軍隊軍屬等の需要品徵發の多かりし爲めと、今一方には戰時非常特別稅として從來の韓國產米に課せられたる一割五分の輸入稅の外に、更に五分の輸出稅を賦課せられたるものは其の主たる原因ならむ即ち韓國の生產狀態は未だ純然たる初期の農業的時代にあるを以て、重要物產は米穀類其の主位に在り、而して此主位に在るの米穀に對して重稅の賦課せられたるは、茲に韓米輸出の杜絕を來たし、延ひて其の輸出額に多大の打擊を蒙らしめたるや蓋し最も明かなる理由なり、斯くの如く韓國海外貿易の狀態に就いて見れば、其各年輸出入の精細に立ち入りて之を論ずるときは、其間又多少の消長なきにしもあらずと雖ども之れ要するに一時の人爲的或は自然的障碍によれるものにして、其の大勢に就いては過去と同じく現時に於ても又逐年其貿易額は發達しつゝあり、而かも三十八年の約四千萬圓の總額は韓國海外貿易に於ては從來よりも最も高額を示せるものなりと雖ども、之を我國の三十八年度貿易總額八億餘萬圓に比するときは其の二十分の一にも及ばず、而して更らに韓國海外貿易は年々輸入の超過を見たり、今前表に基きて表示すれば次の如し

年次	輸入超過額(萬圓單位)
明治二十六年	二一八
同二十七年	三五二
同二十八年	五六一
同二十九年	一〇八
同三十年	一〇九
同三十一年	六一一
同三十二年	五二三
同三十三年	一五〇
同三十四年	六二三
同三十五年	五二二
同三十六年	一、八二一
同三十七年	二、六八一
同三十八年	三、一九六

暴徒討伐情報(軍司令部着)

△海州守備隊報告 海州東南方靑丹驛に出せる步兵上等兵以下二名の停止斥候は三月四日同地西南約三里の地に於て約五十の賊に遭遇し其五を殪し六を傷く

△朔寧守備隊報告 朔寧守備隊より出せる討伐隊の一斥候は三月八日同地南方約五里に在る沾村に於て約百の賊に遭遇し之を潰亂せしめ其五を殪す負傷若干

△賊四十二を殪す 派遣騎兵第一中隊より出したる討伐隊は三月十四日全羅南道靈光の西方三里の地に於て約百の賊を襲ひ四十二を殪し十を傷く我に小隊長以下二名の輕傷者及重傷者一名負傷馬一を生ず火繩銃其他若干の鹵獲品あり

△韓巡查隊 既報韓國巡查隊は北靑及光州守備隊區の區處に屬し既に其編成を終り三月七日より共に偵察等の任務に服つゝあり

吉長線起工期

吉長線の工事開始に就きては種々の風說行はるゝと雖ども同線の必要と同地方に於る土工期の短少なるとよりすれば必ず全線各所一時に起工さるべく特に鐵橋の築造は最も初めに着手すべきも此地方は五月上旬ならざれば全く解氷せざるべきを以て他の諸決定諸準備悉く成れりとするも同月頃に至らざれば到底土工を起すに至らざるべし最も露國が東清鐵道の架設を彼の如く迅速に成し遂げ得たる者は冬期間材料を輸送し各地に置き工事に着手し得る時期に及んで初めて各驛同時に起工したるに因る者なれば北地方鐵道敷設に於ける工事はこの方法に從ふを以て最良となす故或は今回吉長線も決定次第急速材料の運搬に從事するやも知れずとて該工事に注意する者は專ら注目を怠らざる有樣なりといふ又同線の豫測線三條あり最北の一は曾て淸國のなせる者にて他の二條は共に露國の豫測せる者なり今回谷、羅技師等の來路に方て主として測量せるは最南線にて段家屯より東北方に迂回し遂泡屯に至る者にして三週間を要したり露國の測量せる者は九拾餘哩なりしも今回は六拾八哩に短縮するを得たるなるべしとは親しく踏査せる者の語る處なり一行は本日(三月一日)吉林を發したるが歸路は一週間を費して北線を測量する由此兩線の何れに決定さるゝやは勿論今後の比較研究に待つべき者にて局外者の容易に窺知し得る處ならざるも最南線の最も有利なるべきは屢々同地を經由し能く土地の事情を知れる者の等しく認むる者なりと因みに吉林停車場につきては吉長線と同じく未だ何れとも決定し得られざるべきも同地附近にて最も之に適するは東門外蓮花泡屯にして其附近は約一里半(六七吉羅)平方米突の平地にて松花江の沿岸に臨み水面上二十尺の高地に在り江流輸送に便なるのみならず松花江底は土工に必要なる土砂を以て滿たされ居るを以て右蓮花泡は停車場を設くべき最も適當なる場所なること一般の認むる處にして寬街地方より來る物資の集合する爲め同地より北山に沿いて凹字を作り德勝門外約一吉羅平方米突の空地に假停車場を設くるなるべく吉林の地勢上兩停車場の位置は之を措て他なかるべし

羅南通信

特置員

▲東洋一とも云ふべき當地兵營工事も降雪の爲め未だ開始せられず目下は建築用材の淸津陸揚の分を運搬中にて雪解け後工事開始の曉は尤も當地に近き水南と淸津の二港へ材料揚陸の上石油發動機關を以て運搬すべしとて豎組へ命令せられたりと

▲久しく缺員なりし日本人會評議員も去る一日補缺選擧を施行しソレ〳〵承諾したれば是より日韓人の大に渴望しつゝある淸津より富地を經て鏡城に達する道路開鑿及び發展地に伴ふ凡ての準備と一瀉千里の勢を以て解決するならん

▲日本人會長東海林副會長宇井兩氏は鐵路開鑿海岸の魚付林水源地の植林園藝模範場設置の件等其筋に請願の爲め鏡城淸津の日本人會に交涉の爲昨今兩日打合せに赴たり

▲事務打合の爲上京中の主計松井氏は昨五日加賀丸にて淸津に上陸歸任せられたり

二月中京城物價(續)

(京城日本人商業會議所調)

品名		單位	二月	一月
白味噌	正味廿貫目入	樽	六、二〇〇	六、七〇〇
赤味噌	同十八貫目入	同	五、六〇〇	五、九〇〇
澤庵漬	同十八貫目入	同	四、五〇〇	四、五〇〇
醬油 (九舛入)	龜印特等	同	三、三五〇	三、三五〇
同	一等	同	二、五五〇	二、五五〇
同	二等	同	二、二〇〇	二、二〇〇
同	三等	同	一、九〇〇	一、九〇〇
(大樽)	同一等	同	八、八〇〇	八、八〇〇
同	二等(同)	同	七、六〇〇	七、六〇〇
同	三等(同)	同	六、五〇〇	六、五〇〇
(九舛入)	龜甲萬印	同	四、二〇〇	四、二〇〇
浪板	亞鉛板八尺	枚	一、三三〇	一、三三〇
同	同七尺	同	一、一三〇	一、一五〇
平板	亞鉛引三尺長六尺	同	一、一五〇	一、一五〇
針金	亞鉛引八四斤入八番線	百斤	八、四〇〇	八、四〇〇
同	同十番線	同	八、八〇〇	八、八〇〇
同	同十二番線	同	九、七〇〇	九、六〇〇
土工用	片ツルパシ	打	一三、五〇〇	一三、五〇〇
同	兩ツルパシ	同	一五、五〇〇	一五、五〇〇
鐵	(平均)	百斤	七、八〇〇	七、八〇〇
鐵板	八モノ厚一分四	枚	九、〇〇〇	九、〇〇〇
同	厚七厘同	枚	七、八〇〇	七、八〇〇
同	六枚モノ	束	七、五〇〇	七、五〇〇
同	七枚モノ	同	七、四〇〇	七、四〇〇
同	八枚モノ	同	七、五〇〇	七、五〇〇
半鐘	(八寸)	個	三、五〇〇	三、五〇〇
同	(七寸)	同	一五、五〇〇	一五、五〇〇
同	(六寸)	同	三、一〇〇	三、一〇〇
同	(五寸)	同	八、〇〇〇	八、〇〇〇
號鐘	(八寸)	同	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
同	(六寸)	同	五、八五〇	五、八五〇
鑄物火鉢	顯壽形(尺)	同	一、三五〇	一、三五〇
同	同(九寸)	同	一、一五〇	一、一五〇
同	讃岐形(同)	同	一、三〇〇	一、三〇〇
馬具	(四號附屬品共)極上等	組	三〇、五〇〇	三〇、五〇〇
同	(三號同)	同	一三、五〇〇	一三、五〇〇
同	(並)	同	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇

京城諸職工平均賃金

業別		二月	一月
日本人大工	日給	一、五〇〇	一、六〇〇
同左官	同	一、六〇〇	一、六〇〇
同石工	同	二、〇〇〇	一、八五〇
同手傳人夫	同	一、二〇〇	一、一〇〇
同鍛力職(トタン)	同	一、五五〇	一、五五〇
同木挽	同	一、六〇〇	一、六〇〇
同疊師	同	一、六〇〇	一、六〇〇
同ペンキ塗職	同	一、五五〇	一、五五〇
同仲仕	同	一、一〇〇	一、〇〇〇
同指物	同	一、六〇〇	一、六〇〇
同車夫	同	一、四五〇	一、四五〇
韓人車夫	同	一、二〇〇	一、二〇〇
日本人桶屋	同	一、四〇〇	一、四〇〇
同煉瓦職	同	一、六五〇	一、六五〇
同瓦職	同	一、六〇〇	一、六五〇
同活版職	同	一、八五〇	一、八五〇
同鍛冶職	同	一、五〇〇	一、五〇〇
同提灯職	同	一、八五〇	一、九〇〇
同井戸堀	同	一、六五〇	一、六五〇
同菓子製造	同	一、九〇〇	一、九〇〇
同表具師	同	一、三〇〇	一、二五〇
韓人表具師	同	一、九〇〇	一、九〇〇
同大工	同	一、二五〇	一、二五〇
同木挽	同	一、二〇〇	一、二〇〇
支那人大工	同	一、二五〇	一、二五〇
同石工	同	一、二五〇	一、二五〇
同煉化職	同	休	休
同人夫	同	六〇〇	六〇〇
韓人井戸堀	同	八五〇	七〇〇
同人夫	同	五〇〇	五五〇

小說 紘のみだれ(九十七)

永井櫻園

清之助は面目無げに頭を垂れたまゝ、聲さへいとゞ顫へを帶び、

「何を隱しませう、山田さんでございます」

「なに、山田、山田とは何處の何奴だ……」

勇五郞は靑筋立てゝ噛附くやうに云ふ、

「山田さんとは、養父さんも御存じの、始めて私が寄席に出た時から、種々御贔負にして下すつた、あの繪家の山田さんです」

「ねゝツ、繪家の山田ちや、こら、お縫、貴樣は全体何と心得てさる、那樣靑書生の小兒なんか孕んで、ど、どうする意だ……」

「五月と云やあ大川さんへ嫁く約束の整つてからの事だ、一旦婚禮の約束を、それも自分が承知で爲せて置きやあがつて、親に默つて情夫を作らへた上、小兒まで孕むなんと云ふのは、抑も貴樣が親を親と思はんからの事だ、貴樣は惚た男と巫山戯廻つて其で本望から知らないが、この親は奈何するのだ、この親は……男子たるものが、一旦貰はう遣らうと契約して置て、今更娘が情夫の小兒を孕みましたから、どうぞあの緣談はお取消下さいなぞ、その面下げて言つて行かれるかそればかりぢや無い、この緣談が破談になつたれば、借た金の三百兩は、直に返せと云はれるなあ知れ切つた話だ、そうなつた日には、此の店は其れ限り閉て了はねばならないぞ。

其の上お前の其腹がぶく〳〵脹れ出して見ろ、寄席に出る事も協はなくなるぞ、其時は奈何だ、店は閉めて一文も入らないわ、貴樣は寄席を休むだ上に要費があるわ、誰が奈何して生活を立てゝ行くのだ、ね、……思へば思ふほど腑腸の煮る嗣當だ」

と、舌打鳴して憤慨する。

「お養父さん、何と云はれても私が惡いのだから、謝罪るより外はありません。お縫の立つは有理ですが、何と仰やつてもう追う云ふ躰になつたんですから、どうぞ堪忍して許してやると、唯た一言云つて下さい、お願ひでございます」

「何ちやと、何と云はれても追う云ふ躰になつたから爲方がない……そ、そりやあ何と云ふ口の利きやうだ。然ふ云ふ躰には誰がした、いやさ、誰に斷つて爲たのだ、苦しい中から其歲まで育て上げたのは、親に默つて小兒を孕ますためには育て上げは爲ないぞよ、親は奈何にかして一生氣樂に暮される先へ嫁入爲せようと、折角身分不相應な兇を目附出して、約束まで取結んだものを自己が勝手氣儘に極道爲くさつて、此老人を干乾にするやうな目に合はせやがる、それに堪忍してやると唯た一言云つて下れいと、馬……馬鹿に爲くさるな。この勇五郞は、貴樣のやうな不孝女に馬鹿にされてふむ、然うかと甘い辭を出すやうな、那樣親とは親が違うぞ。

さあ斯うなる上は、何もかも貴樣が勝手に形を附けるが可い、私は何にも管はないで好な酒を飲放題飲むで、爲たい三昧な事を爲て遊ぶから、家の生活は貴樣が行つて往くが可い」

と、直樣起つて、鍋の光熱と燗德利を取り出し、藥罐の中に德利を入れて燗を爲る。

清之助は勇五郞から相談されぬ中、却つて自分から打出しは打出したものゝ、勇五郞がなかなか承き入れる樣子が無いゆゑ、奈何はせんと思案に沈む。



京城新報

監督機關の必要

統監政治を此儘に續行せざる可らずとせば、其失敗を爲さしめざる爲め、之を監督する機關の必要を今や痛切に感ずるに至れり、有體に云へば今の統監府には韓國の事情に精通するもの少し、故に之が顧問たり忠告者たる者の要あり、余輩は十萬の在留邦人中には國風民俗に精通し、經營の思想に於ても統監府員諸氏に優るもののあるを信ず、而して韓半島の將來は大和民族の殖民地として大に發展せしめざる可らず、此點に於て[illegible]在留邦人の意思を發表し、統監政治の失政を監督する機關の必要あり、斯る機關の設立は[illegible]殖民發展上妨害を受くることなきにあらず、英國殖民地の國民に發展せしむるは之等監督機關の具せる所の功多からむ、余輩は之を在留民氏と統監府とに寄議す

統監府の論功行賞

統監府員の論功行賞あるべしとの說は夙に之を聞き、余輩は甚だ怪訝に堪へざりしが今聞く處によれば伊藤公の爲に取消されたりと、そは統監府に於て功勞ありとすれば乃公一人のみ、他に誰か功勞ありとせむ、余輩は之を聞きて怪訝に堪へざるよりも、寧ろ其自ら天狗たるに呆然たらざるを得ず

條約なき同盟

[illegible]

華族制度の制定

伊藤公の貴族的趣味は韓國にまで波及せり[illegible]

暴徒鎭定工事

韓國政府は[illegible]暴徒鎭定の一策として先日來問題となり居たる道路工事を愈實行することに決したりと云ふ[illegible]り今は暴徒にさへなれば貨幣は韓人の頭上に宿るものと見ねたり

雜報

●參與官會議　昨日午前十一時統監邸に於て參與官定例會議を開きたり

●大臣會議流會　昨日開かるべき定例大臣會議は二三大臣旅行不在に付休會したり

學部大臣の出發

皇太子の修學陪從のため日本行を命ぜられたる李學部大臣は[illegible]務官魯編輯局長を隨へ日本に留學すべき同大臣子息其他十四名の少年と共に昨日午前八時五十分發の列車にて南大門驛を發し渡日の途に上れり同驛迄の見送り人は各部大臣次官學部職員一同統監府高官等なりしが尙上村學部事務官は[illegible]迄見送りたりと云ふ

●學部大臣署理　學部大臣李載崐氏は韓太子陪從を命ぜられ昨日本邦へ向け出發したるを以て其不在中は總理大臣李完用氏署理事務を執る筈なり

東洋火災の近況

二月廿日を以て株式募集を締切りたる東洋火災保險會社は如何なる都合なるか今以て地方に勸誘員を派し諸所に歡宴を張りて株式募集に勉めつゝありと云ふ聞くところに依れば同社株式引受者にして今日に至る迄拂込金を拂込みたる者殆んど皆無の狀況なるを以て本月末までに株金の拂込は到底覺束なかるべしと云ふ

●京城會議所と直輸送　日本各港と京城間直輸送の件に付京城日本人商業會議所にては昨年來大阪商船會社との間に屢々交涉中なりしが愈去月下旬より噸扱以上の貨物に對し直輸送の實行を開始したり

商船の京城直送增加

京城日本人商業會議所の勸誘により仁川商船會社は京城行輸入貨物の直送を開始したるが其後同方法にて輸送を託するもの非常に增加したる由にて本月に入りて既に三百五十噸ありと云ふ

秋谷書記長の報告

仁川商業會議所書記長秋谷篤夫氏は過般來朝したるが運動の結果を報告したる大要左の如し

一、拓殖會社に關する件

拓殖會社組織に關し其設立に關係を有する人々を訪問し大體を承知せり

拓殖會社は資本金一千萬圓にして半官半民の株式組織とし其株式拂込金に對する十倍の債券發行の許可を得て日本政府より八ヶ年間一年三十萬圓の補助を受けんとする[illegible]移民數は大約〇〇〇〇人と定め[illegible]〇〇〇〇人を移し之れに熟田、[illegible]種子、家畜を給し[illegible]額を以て償却の方法[illegible]

拓殖會社は最初銀行を兼營する目的なりしも[illegible]之を廢し專ら拓殖の業に隨へ金融部を置て單に移住民に對してのみ金融を爲すに止まること

設立の際は別に發起人を置かず政府にて創立委員を選定し設立に關する總てを之れに委任すること

拓殖會社法案は既に議會に提出すべき運びとなり居るも種々の事情ありて未だ議院に上らざるも今期議會に提出さるゝは疑ひなく議會通過の後は直に設立に着手すること

二、金融機關に關する中央政府の意嚮

金融機關に就ては多少調査せしも發表することは能はず

三、自由港に關する調査

自由港に關する調査は日本に於ても其詳細を具體的に調査したるものなきを以て農商務省、大藏省、橫濱稅關等に就き出來得る限りの調査書類を蒐集したり

四、商業會議所法案提出に關する件

韓國に於ける日本人商業會議所法案は鶴原長官を訪問し種々陳情する處ありしも統監府未だ何分の研究をなさずとの事に付加瀬代議士、小川代議士に就き其研究を依託し追て回答ある筈に付其上更らに報告すべし

五、韓國鐵道管理局滊車運賃引上げの件

滊車運賃引上げの件に付議會へ質問する件は單に質問にては所定の目的を貫徹する能はざるが如き形勢なるを以て聯合會の名義を以て運賃引き下げを請願することを提徵とすることを確めたり

六、度量器(桝)檢查器購入の件

該器を注文せり近日到着の筈以上右御命令に依り調査致候に付此段及報告候也

仁川日本人商業會議所
書記長　秋谷篤夫

仁川日本人商業會議所
會頭　纈原修一郎殿

仁川港二十五年祭協議案

過日來委員に於て考案中なりし開港二十五年祭は大要左の如き方法を以つて擧行することゝなれるが該案不日に民會に諮問し協議の上總會を開催すべしと云ふ

一、仁川開港二十五年紀念會は仁川居留官民全部の有志を以て組織す

二、本會の期間は本年五月五日より十一日までとす

三、祝賀會は五月十日を以て執行す

四、祝賀會にて開港に因める顯官及民間の志士韓國各地の日韓官民代表者及紳商等を招待する事

五、本會の事業として市內各商業家聯合大賣出を爲し大福引其他各種の方法を以て一般の賑を計ること

六、本會の經費は有志の寄附金及前項より得る收入を以て之に充つ

七、大賣出し施行の方法、順序並祝賀會の豫算及實行方法は委員に一任す

八、本會に會長一名副會長一名實行委員四十名を置き一切の會務を處理す委員は會長の指名に依る

九、委員の分擔左の如し

商事係（大賣出に係る一切の事項）十七名

庶務係（寄附金募集及廣告其他庶務一切）六名

經理係（金錢の收支物品の購買一切及エハガキ會に關すること）七名

祝賀會係十名

各係に委員長を置き其の分擔事務を統轄す

十一、本會期間前後二日を通し十一日間韓國全線滊車五割引及各滊船割引を請求する事本會期間韓國人側に於て大市を開催することを交涉する事

十二、本會期間帝國軍艦派遣を其筋に請願すること

國有森林山野部分林規則發布

森林法に附屬する部分林規則は今明日に官報を以て發布せらるゝ筈なるが其全文は左の如し

第一條　森林法第三條に依る部分林の設定は本則の定むる處に依る

第二條　部分林の設定地域は五町步を下ることを得ず

第三條　部分林の存續期間は百年を超ゆることを得ず

前項の期間は之を更新することを得

第四條　部分林は伐期前に於て之を伐採することを得ず

伐期は部分林設定の翌年より喬林に在ては二十ヶ年、矮林に在ては五ヶ年以內たることを得ず

第五條　部分林の收益分收の部合は農商工部大臣之を定む

造林者の分收部金は十分の九を超ゆることを得ず

第六條　部分林設定後天然に生育したる樹木は之を部分林の樹木と看做す

第七條　松林は特別の定ある場合を除く外國の所有とす

第八條　部分林を設定せんとするものは第一號樣式の願書に第二號樣式の造林設計書及第三號樣式の造林豫定圖を添へ農商工部大臣に差出し許可を受くべし

第九條　農商工部大臣部分林の設定を許可したるときは第四號樣式の許可證を下附すべし

前項の許可證を受けたるものは一周間內に第五號樣式の請書を差出すべし

第十條　農商工部大臣は第六號樣式の國有森林山野部分林臺帳を調製し部分林の登錄を爲すべし

第十一條　造林者は部分林設定の許可を受けたる日より五十日以內に第七號樣式の境界標を建設すべし

第十二條　造林者は左記の事項に關し部分林を保護する義務を負ふ

一、火災の豫防及消防

二、盜伐、誤伐、背認、侵墾其の他の加害行爲の豫防及防止

三、有害動植物の豫防及驅除

四、境界標其の他の標識の保存

五、天然生稚樹の保存

第十三條　造林者は左の場合に於ては直に農商工部大臣に屆出づべし

一、部分林の植樹、補植、手入其他造林に必要なる行爲を爲さんとするとき

二、事業設計に基き其の一ヶ年分又は全部の植樹を終りたるとき

三、部分林又は木竹に異狀を生したる時

四、部分林の樹木の數に變更を生したるとき

五、收收すべき主產物の搬出を終りたるとき

六、部分林に管理人若しくは看守を置きたるとき

七、造林者氏名住所を變更したるとき

第十四條　造林者部分林に管理人又は看守人を置きたるとき部分林存續期間內部分林又は其接近國有森林山野に於て地域を撰定し農商工部大臣の許可を經て百町步以內に就き一戶の割合を以て一戶に付一町步以內の耕作地を設くることを得

前項の耕作地は無料貸付するものとす

（未完）

部分林規則要點及其說明（道家局長談）

韓國政府は本月十八日農商工部令第六三號を以て國有森林山野部分林規則を發布し森林法第三條の所謂部分林は本則の定むる所に依り設定することゝなれり、部分林は日本古來の特有制度にして各藩に於て此制度を採用し植林奬勵の目的を遂したるもの少なからず維新後に於ても尙此制度を採用し明治十一年部分林仕付條例を制定し林野法發布後は勅令を以て部分林規則を制定し現今實行しつゝあり、韓國に於ては無毛の山野多く之が植林は最も急務なりと雖も政府に於て悉く之に植林することは財政上の許さざる所なるを以て日本の制度に倣ひ今回部分林規則の發布を見たる所以なり部分林とは造林者に於て國有森林山野を無料使用して之に植樹し伐期に達したるときは其收益を政府と造林者と分收するものにして地上の立木は即ち政府と造林者との共有物たり今回發布せられたる韓國部分林規則を日本現行の部分林規則に對するに大體に於ては同一たるも多少繁簡其他相違なきにもあらず今其重なる點を擧ぐれば日本の部分林規則は林野法及部分林規則には設定面積の制限を規定せざるも設定許可標準の內規として一起業者に付一ヶ所五十町步を下ることを得ず但特別の事由ある場合は此限りにあらずとあり韓國の部分林規則には其第二條に於て部分林設定地域は五町步を下ることを得ずとありて其範圍日本の規定に比して廣し是小資本の起業者に便宜を與へんが爲なり尙農家の副業として國有森林山野に五町步以下の造林を希望する者もあらんか斯の如きは森林法に據て國有森林山野の貸付若くは賣拂を受け事業に着手するを得べく却つて便宜の場合あるべし、部分林の存續期間は日本に於ては八十年を超ゆることを得ざるも韓國の規則は百年を超ゆることを得ずとあり而して其期間は之を更新し得ることは彼我相同じ、日本の部分林規則には伐期に制限を附せざるも韓國の部分林規則には伐期の制限を設けたり是れ韓國に於ては溫突焚用として未成樹を伐採するの弊風ありて地力の保護上伐期に制限を附するの必要を感じたればなり即ち第四條に於て喬林は二十年矮林は五年以內たることを得ずとあり喬林とは建築船艦器具等の用材を造るの目的にして矮林とは薪炭材を得るを目的とす而して該條に規定せる伐期の制限は短きに過ぐるの感あれども假令ば縫軸用材として白楊樹の喬林を造る場合又は「アカシヤ」樹の矮林を造る場合の如きは此最小限の伐期にて充分と思料す其他の成長遲鈍なる樹種に在ては斯の如き短き伐期は農商工部大臣之を認許せざるべし（未完）

搜索隊活動の詳報

海州郡翠野場は貨物の集散地にして從來屢々暴徒の來襲を受けし事あり海州警察署より警官を特派して警戒中なりしも陰正月に當りて取引を中止し平穩に歸せしを以て一時警官を引揚げしに近頃取引開始と共に再び暴徒出沒の情報あり同警察は三月十日韓巡查五名を派出し搜索に從事せしめたり右の一行は同地到着後賊徒の動靜を探り約二里の地點に於て二名を捕へ又茄佐面九石村に於て擧動不審の二名逃走せしを追呼せしに抵抗せしを以て一名を殪し一名は負傷したるも逃走せり右の死屍を生擒者及村民に示したるに首魁辛景七の部下の要職に在りし與仲七（三十）なりし事判明せり又同面內堂峴に於て賊徒一名を捕へたりと（既報に銅峴とせしは誤り）

●賊四十三を殪す　橫城守備隊より派遣したる步兵分隊は三月十三日同地北方約四里の地に於て約百五十の賊を襲ひ其四十三を殪す鹵獲銃二十五

●賊徒討伐數件　金城守備隊より出せる討伐隊は三月十五日約三十の賊を金化南方約三里の間村に於て襲ひ其八を殪す▲蔚山守備隊は警察署員と合し三月七日同地西南六里に在る西倉附近を搜索し賊五名を捕へ警察署に引渡せり▲報恩守備隊より出したる討伐隊は同地北方約六里清川場に於て三日十二日夜五六十名の賊に遭遇し一時之が包圍を受けしも突擊の後之を潰亂せしむ賊の死傷十を下らず

●巡查隊の追擊　十六日警察隊は所々を搜索進行中午後六時四十分泰陵山林中に休憩中なる旨密偵の報告により交戰を開始し二十分間にして逃走せるを以て吶喊追擊中不幸にして井上巡查は敵彈に左大腿部の貫通銃創を受けたり賊も重傷外二名の負傷者あり鹵獲品は軍銃二挺軍刀一火藥若干あり

郡守と學校委員の反目

咸鏡北道には從來孔子廟役員責任の惡弊あり屢々觀察使より郡守に訓令を發して之が矯正に努むるも今尙此弊止まず今回吉州邑孔子廟役員改選期に當り多數の希望者續出し其の運動盛んなりしより同地隆盛學校委員李政在等六名發起にて將來役員は齋長校直各一名と改むる事とし以て賣任の弊を杜絕せんとし郡內に回文を發したるに同郡守趙聖根は役員の選任は事政務に屬す郡守に請願せずして里民猥りに私議をなすは妄濫の所業なりとし二月廿八日突然郡召司以下三名の授任を發表せり此を以て李政在等は學校委員の承諾を得ずして斯る專斷をなすは蓋し郡守に收賄の秘事あらん裁判上の問題として郡守の處分を取消さゞるべからずと激し互に反目しつゝありと云ふ

一進會支會長の非行

一月廿七日全州守備隊に隨行したる一進會員は金堤郡月山面居鄭鉉燮の家宅を搜索し韓刀二本を發見したるを鄭は後患を憂へ日人を介して其の善後策を金堤郡一進會支會長尹鉉五に諮りたるに尹は同會員朴化局と共に全州一進會事務所に到り周旋する處あるべしと稱し巧みに全州西門外に誘致し更に會員白甚先を使嗾し金二百圓を提供するに非ざれば必ず大事を惹起すべしと恐喝せしめ金百四十圓を騙取したる事實發覺し目下取調中なり

●間島住民の請願　間島住民四十餘名は同島の土豪羅成三等が淸國官民と結托して同島住居の韓民を抑壓して私腹を肥すのみならず前同島管理徐相懋等六名も又た自ら領民官と稱し中立會なるものを組織し住民より金錢を强請するを以て住民等の困狀一方ならざるを以て相當の官吏を派して保護の任に當らしめられたしと中樞院に請願したりと云ふ

小田柿氏の榮轉

數年間當地三井物產會社支店長として經濟界及社交界に重望を荷ひたる小田柿捨次郎氏は今回同社本店參事長の重職に榮轉せらるゝことゝなれり氏は目下上京中なるが近日の中後任者へ事務引繼の爲一應來城せらるべしと云ふ

●高橋五十八頭取の視察　此程より來京中なる五十八銀行頭取高橋長秋氏は昨日當地出發鎭南浦、平壤を經て安東縣へ向け視察の途に就かれたり

●高島義恭氏　釜山埋築會社理事高島義恭氏は社用を帶び一昨東京より來韓入京されたり尙は同社取締役佐藤潤象氏は數日前より入京山本旅館へ滯在中なり

近事片々

▲春色●●頗に加り東萬向島の櫻花を懷ふ從て言問團子植半の蜆汁を聯想して舌鼓打つ

▲寒暑●●の境界彼岸は來りぬ南山亦た好時季となる携瓢山に登り郊外散步者冉々見ゆ

▲自然●●は變らず人に滿足を與ふるも人事を見れば轉た感慨春は來れど花咲かずの憾有

▲桃李●●の花今や競て開くの時は近づくも暴徒猖獗悲報續々何事ぞ花見る人の長刀嗚

▲總理●●李完用皇太子勉學陪觀の爲小師の資格にて渡日の噂あり何ぞ大宮人の長閑よ

▲寧ろ●●內閣全體を擧て渡日せよ之れ捨名取實に叶ふ留守は次官が大臣代理する事也

▲漢城●●特色は今や呑氣競爭となる韓內閣は呑氣は格別統監府迄がヨボ化し頗る呑氣

▲國家●●の衰亡極度に達するも內閣員頓着せず遊覽的に渡日す保護も合併も渠等不關

▲如斯●●邦國常識を以て苦慮盡碎する伊公の智惠の無さ加減寧ろ氣の毒の次第也穴賢

▲法相●●趙重應探負商の爲に大同會と爭ひ副統監軍司令官の威を藉んとして叱責さる

▲趙重●●應の擧措近頃甚以て驕傲放縱を極む何とか制裁を加るを要す渠精神異狀無乎

▲[illegible]國●●新內閣組織の說高し無論桂內閣にて曾根の藏相小村の外相定れる如く噂せり

▲斯說●●眞實ならば統監副統監の移動なからざる可らず此撰任は最も愼重を要する也

▲適當●●の材を擧て失敗を繰返すの愚を避けざる可らず序に殖民地議會を設ては如何

▲米國●●艦隊日本を訪はざるべしと航路の變更說回米艦隊の神經過敏驚く可し唯失笑

▲春は●●精神病多し東宮殿下に直訴せんとし東都を騷す笑城縣三上某と云ふ狂神漢也

▲[illegible]●●風采仲々堂々たり巢鴨入院の上は例の葦原將軍も三舍を避けむと亦た好狂漢

●三土記者の歸朝　普通學校用教科書印刷製本監督のため東上中なりし學部書記[illegible]て本月二十日頃東京出發歸任する筈なりと

●小泉氏遺族扶助料　昨年十二月十九日病死したる晉州在勤の警視小泉吉太郎氏遺[illegible]千五百圓支出のことを度支部より內閣會議へ提出したり

●辭令

任統監府屬（五級下賜）（三月十三日附）　蒲生俊文

任理事廳通譯生（七級俸下賜）淸津在勤　廣川忠吉　渡邊金藏

任理事廳通譯生（八級俸下賜）平壤在勤　隈部雅

任理事廳看守長兼理事廳屬　正八位勳六等[illegible]

任統監府[illegible]

●私費留學生出發　昨日出發したる韓皇太子修學陪觀員李學部大臣は今回私費を以て[illegible]

●妓生等に下賜金　去る十三日惇德殿[illegible]長命星將の男等加はり居れりと

暴徒東門外に來る

一昨日午後六時頃東大門外三里の地に暴徒四十名現はれたりとの報に接し東部警察署は[illegible]



（事實談）花の根ざし（一）　栗嶽庵主人

「た靜さむ、貴女がこゝまでこようとは、夢にも思はなかつた、全體どう云ふわけできたのです。」

「妾——あの貴君に會ひたくつて……」

「來るなら來ると、手紙でも出して報らせてくれゝば、それは現に角た母さんや兄さんも承知の上なのですか。」

「はア、れ母さんは先にれ報せして貴君が御承知の上往つたらよからうと仰いましたが、兄さんはそれはいけない、貴君に知らすれば承知しないに極つて居る、さう心配なら突然に行く方がいゝ、それかられ母さんもそれがよからうとの仰せで急に參ることゝなりましたの。」

「困つたなア、今こられたつて居る處も何も有やしない、素より貴女を召ぶつもりではあるが、何とか少し成功でもしてからと思つて居た。」

「貴君のれ心はよく存じて居ります。兄さんの仰せにも始より苦樂を共にするほうがいゝ、佛蘭西の殖民の成功しないのは家族と共に移住しないからだ、英吉利西殖民の成功は家庭と共に移住するからだ、日本の殖民地には醜業婦が先驅する、夫故風紀が亂れる、花崎君も能くこのこと云ふて居つたから、れ前が往て家庭を造り内を助けることに異存はなからう、と兄さんは大稱贊して……」

「僕も其點に於ては異存のなきのみならず兄さんや貴女の御心志を感謝しますが、今貴女に來て貰うては、貧乏世帯で貴女に非常の苦勞をさせなければならぬ、それが僕には堪へられぬから、今少し何とかなるまでと思つて居たのです。」

「それは貴君にも似合はぬ水臭ひわ、苦みも共にしなければ夫婦の甲斐はありませんわ、妾はそれを好んでしたいのです、妾は貴君の愛に變りがなければ、どんな苦勞も厭ひませぬ。」

「模範殖民——貴女の健氣なる内助により平生懷抱せる理想を實現することゝしますかなア、時に貴女は船は始てゞしたらう、玄海灘はどうでした、隨分ひどかつたでせう。」

「いゝえ、始ての長途旅で氣が張て居りましたせいか、思つたよりらくでした、貴君にれ目に懸り氣が落付たせいか、今がつかりしました。」

と男女は餘念なく語らふ折しも、五十路余りの律義さうな稀が微笑々しながら、入り來り、

「先程から御話しの樣子を承れは、此御婦人が花崎さんが御談の許嫁の妻君ですか、始めて目にかゝりますが、私は花崎さんにゑらいた世話になります、狭い處ですが與へれいでなさい、婆さんもいまに歸て參りますから、もう決して御遠慮には及びませぬ。」

秋月菊の傳　其十九　紫生

必らず辛かるべしとれ菊が氣遣ひしには似もやらず打つて變りし義母たどみの待遇振りに安堵の胸撫で下しはしたものゝ迂濶なことしたらんには夫れこそ如何なる憂き目に遇はんも知れずと思へば勧はらるゝ程慈しまるゝ程身を慎しみて骨身惜まず立ち働く樣の健氣にも又殊勝なれば憎まん所とては微塵もなき筈なるに一月二月と日を經るを重ぬるに伴れてたどみがれきくに對する所置は徐ろ〳〵例の繼子苛めに傾きて近所合壁の者さへも餘りのことゝ眉顰めしむることさへ少なからざるに至りたり、かくてある中市作一家は此の仁川にも住み難くやありけむ其年八月下旬家を疊みて韓國第一の大都會たる當京城に入り込みて現今の南山町二丁目邊の溫突を假住居と定め市作は例の辯舌を種に相變らず如何はしき所爲して辛くも糊口し居たるがれきくとれとみの折合面白からぬを幸ひ寧それきくを何れへか奉公させて一人口でも減らせば活計も幾分樂さもなるべく又何分かの前借も手に入ることとなれば久しく渇ける酒袋に滿足を與へ得らるべし、而して倚ほ家内に聞くも忌々しき繼子苛めの喚き聲も絶ゆるべければ三方四方圓く納まる上分別とたどみに其旨語りたるに何條異存のあるべきや相談忽ち一決し或人の周旋にて有明樓と云へる淺岡同樣藝妓の仕込みとして住み込ませたるに幸にもれきくは此樓のれ女將より殆んど我子同樣に可愛がられ行末は福田さんさへ承知してなら自分の娘に貰ひ受け相當の聟を迎へて此の樓の財産讓りてもよしと口癖の如に云はるゝ程なりければ出入りの者も輕くは見ず雇人の如きも二代目の御主人と思へば自然疎かならず面倒も見世話も成し呉れれば生れて初めて此所に人の身と生れ來し幸福を感ずる身となりて足掛け五年の星霜を安らけく送り迎ねし三十七年六月市作夫婦が度々の無心に愛想を盡したる有明樓の女將が又してもの無心を手酷く刎ね付けたるを根に持つてたどみは阿修羅の荒れたる如き形相物凄く有明樓に怒鳴り込みて自宅より懷しき此樓を出るを悲しと泣き沈めるれきくを車に抱へ乘せ遂に引取りしれどとみの腹では最早れきくも十六歳の花なら蕾、美人拂底の其頃の京城では何所へ出しても耻しからぬ容色なりければ僅かの小遣位で有明樓で働かせるよりは手つ取り早い娼賣をさせて生活の足しにせんとの目論見なりければ自宅に歸りし後も只管有明樓に歸してと淚の裡より搔き口說くれきくの賴みも有明樓のれ女將がれきく可愛の一念よりれ金が入れば貸しもする惡い所は詫もするかられきくを自樓へ今迄通り置て呉れとの頼みをも、ならぬ嫌だの一點張りに言ひ退けたり

●暴徒婦女を拉去す　三月十二日暴徒十七名黃海道遂安郡大坪坊大坪田氏家に侵入し婦女二名を拉去せし旨急報を受けたる同郡駐在巡査四名は直ちに現場に急行し同坊上島に於て彼等の一團に會し突擊を加へ其の四名を殪し四名に負傷せしめしに殘余の賊は新溪郡方面に潰走せり鹵獲品銃器其の他雜品多數、拉去せられし婦女二名は無事なりしと云ふ

●酌婦の逃走　龍山梅町の料理屋松玉亭事松尾カル方の酌婦山口縣生れの梅本タキ（二十七）は豫ねて當地旭町一丁目の歌舞伎座に興行し居れる馬の足大阪市南區高津町三番丁畑中卯之松（二十）に惚け込んで松玉亭に來れる客に勧めては芝居見物實は其の丸さんと呼ばるゝ卯之松の顏を見に行くを樂みとなし居りしが去る十五日午後には罷身出掛けて卯之松と會合したる由なるが十六日午後八時無斷外出して遂に歸り來らざるより松玉亭にては幾十圓の貸金あることゝて此のまゝ遁げられてはお溜りこぶしもあつたものにあらずと松尾重作岡井カノの兩名を以て捜索隊を編成し此の京城を鐘や大鼓で探ねつゝありといふが尋ねらるゝ者は何所に潜んで居るやら

●女喰ひ　妾しも貴郞を可愛と思へばこそ那れ丈の金を貢いだ譯一人で指した傘の片袖濡れそな筈があるまいものを今も今もとて其のれ妾一躰何處で醉ふていらつしやつたのですと淚含んで男の膝に取り縋るも女心の斯うと思ひ込んでは異から可愛き故なるべし、サテ夫れ程に思はれて冥加に餘りし色男は愛三好町は一丁目口入業成効舍主人の弟川口五郎とかいふものなるか此男柄になく女たらしに妙を得始終兄哥の儲けた金を側から遣ひては近所の淫賣屋に居浸り其の小イカラに分けた頭をチラつかせ博多擬ひの角帶に八丈の前掛婆大家の若旦那を装ひては、ツ〳〵と札びらを切るより一つい此の男の氣前に絆されて先頭より情を許せしは南大門通りの待合瓢屋の仲居にてたチヨといふ女なるが此の女馬鹿に件のハイカラに首ッ丈となり月々兩親へ仕送る金迄を皆此の男に注ぎ込みては末は夫婦の約束迄も爲し居りしが此頃に至りて何うやら男の心が秋の空の夫れと同じく變り來りしより明暮れ自分の不覺身の因果を喞ち居るとかの投書が

●仲居奉公は詐欺の手段　二月七日仁川宮町二丁目木廣料理店赤木ミツ方へ原籍住所不詳吉田フサへ（四十五）なる者來り自分は仁川濱町日本湯前の床屋の懇意の者なるが仲居奉公希望につき雇ひ呉れずやとのことに床屋といへば豫て知り居れることゝて其の言を信じ直ちに雇ひ入るゝこととし金四十圓前借したしとのこと故これも契約書も交換せずして内金二十圓を前貸なせしに其の夜フサへは逃走し行衛不明なりし處頃日京城にて出合ひし者ありとのことなるより服め來京し心當りを尋ねたるも今に不明なりと

●一網ばつさり　兩三日來南部警察署が風紀取締を嚴にし賭博の檢擧をなすことは前號所報の如くなるが去る十六日午後十一時頃又もや明治町二丁目の丸三とかいへる饂飩屋手島韋平方にて山田金次郎、古原乙吉、石川寅吉、高雄直次、堀田松二郎、津田森吉の七名が團欒して松と梅とが喰ツつめて松梅儲からぬとけつからぬ、然り四光して宜しいと云ふのか、失れと七丹なら出るので無かつたになどと睡落てパチリ〳〵とやつて居る所へ細谷部長を始め招古、井上の兩巡査の三名が飛び込んで豐年の薩摩芋の蔓を引きあげし如く繫ぎたてゝ南部警察署へ引き揚げたり

氣焔錄

風紀矯正

京城の風紀は全く廢頽して至る所に密淫賣の魔窟あらざるなく到る所に賭博の骨牌の音を聞かざるなく頃日南部警察署が此等の取締を爲さんとしてぼつ〳〵檢擧し始めたるは大に可なり然れども官舍や高等料理屋の大掃除を爲したる上のことならでは京城の風紀は百年黃河の淸きを望むべからざる也

●袖の烟草を盗む　去る十六日午後八時頃本町七丁目の某日本人商店の前に數多の日韓人ども寄り集つて物品の品評を爲し居る際南部双林洞の禹哥家の雇人金完吉（十五）といへるチヨコマンが日本人某の袖に入れ居りし卷烟草を掏り取り逃げ去らんとせしを某は早くも氣付き此の畜生奴と追ひ行く所へ巡査の車東軾が巡視の途中出會はして完吉を引つ捕へたり

●看護長の惡事　全州より下の如き端書舞込めり事實か中傷かは知らされど若し事實とすれば怪しからぬ所爲と云はざるべからず尤も姓名丈けは本社に於て表はさゞることゝなしたり昨年以來全州病院へ滯在せし某なるものは官金を以て私物の購入をなし非常なる惡逆黨なり斯る惡人を病院の看護長とするは國家の不利益なり云々

●迷子　去る十六日午後二時頃明治町二丁目の憲兵隊本部附近を四五歳の男の子が迷子となりて泣き居るを近所の者が勞はり其の宿所を尋ねたるも小兒のことゝて要領を得ず巡查派出所に連れ行きたるが其後如何せしやら

●車上の藝妓　昨日午後一時頃翠樓の文之助靜子の兩拍子が山高帽を被れる男を先きに立て腕車を連ねて南大門の方に向ひしが龍山の温泉行きか但しは仁川までか何れにしても一筋ならぬ樂みのことなるべしと鬼耳子が鬼の首でも見つかつたやうに注進を書くの如し

●西部警察の種痘數統計　客臘一日より客月廿九日に至る迄西部警察署に於て種痘せし人員は邦人七百八十八人韓人五十一人なるが又三月一日よりは邦人三百九十八人なり

●慈善婦人會の機關雜誌發行　基督敎信者韓國婦人の組織になれる慈善婦人會は今回慈善婦人會雜誌なる機關雜誌を發行すと云ふ

●彼岸說敎　南山本願寺に於ては本日より二十四日まで毎日午前七時三十分と午後二時及び八時の三回宛彼岸說敎を執行すると云ふ

●京城代書業者組合　は過る十四日本町一丁目小川氏宅に臨時總會を開き組合規約の編成役員の選擧を爲したる由而して役員は組長に小川勝平氏副組長に增本好三郎氏幹事に目黑銀次郎何れも當選せり

●彼岸入　本日は彼岸入なり暑さ寒さも彼岸までと云ふから之より暖くなるばかりにて人の心も自ら暢りとなるべし



●三土書記官の歸朝　普通學校用敎科書印刷監督のため東上中なりし學部書記官[illegible]にて本月二十日頃東京出發歸任する筈なりと云ふ

●小泉氏遺族扶助料　昨年十一月十九日病死したる晉州在勤の警視小泉吉太郎氏遺[illegible]千五百圓支出のことを度支部より内閣會議へ提出したり

●辭令

任統監府屬（五級下賜）（三月十三日附）　蒲生俊文

任理事廳通譯生（七級俸下賜）濟洋在勤　廣川忠吉　渡邊倉藏

任理事廳通譯生（八級俸下賜）平壤在勤　隈部雅

任理事廳看守長兼理事廳屬正八位勳六等 陸軍步兵少尉　[illegible]茂

任統監府營林廠屬（九級俸下賜）　柴山線

●私費留學生出發　昨日出發したる韓皇太子修學陪觀員李學部大臣は今回私費を以て[illegible]と共に昨日出發せりと云ふ留學生中には李載崐氏の子姪侍從院副卿李會九の男法制局長命星府の男等加はり居れりと

●妓生等に下賜金　去る十二日[illegible]二百二十四圓及軍樂隊へ金五十圓御下賜金ありたり

●暴徒東門外に來る　一昨日[illegible]十名現はれたりとの報に接し[illegible]巡査七名を派遣し之れと交戰し擊退した[illegible]此際巡査一名[illegible]